

製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

	事業年度	・	・	法人名	
当期の製品輸入額の合計額の計算	自己が輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	1	円	基準年度の製品輸入額の合計額 (25)のうち最も多い金額)	9 円
	委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	2		製品輸入増加割合 (8)-(9) (9)	10
	当期において輸入したものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	3		(10)が0.05以上である場合の製品輸入増加額 (8)-(9)	11 円
	計 (1)+(2)+(3)	4		税額控除限度額 (11)× $\frac{4}{100} \times$ ――	12
	輸出をした違約品の製品輸入額の合計額	5		税額基準額の計算 当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」又は別表一(二)「7」)	13
	基準年度の購入に代えて行つた輸入に係る製品輸入額の合計額	6		税額基準額 (13)× $\left(\frac{10}{100}$ 又は $\frac{15}{100}\right)$	14
	基準年度の特殊関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る製品輸入額の合計額	7		法人税額の特別控除額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15
	当期の製品輸入額の合計額 (4)-(5)-(6)-(7)	8			

基 準 年 度 の 製 品 輸 入 額 の 合 計 額 の 計 算

事業年度	16	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
自己が輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	17	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	18										
新規指定製品に係る製品輸入額の合計額	19										
解除製品に係る製品輸入額でないものとみなされる輸入額の合計額	20										
輸入したものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	21										
計 (17)+(18)+(19)-(20)+(21)	22										
輸出をした違約品の製品輸入額の合計額	23										
製品輸入額の合計額 (22)-(23)	24										
(24)×――	25										

別表六(二十一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11第1項(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の製品輸入額の合計額の計算」の各欄は次により記載します。なお、当期において、措置法令第27条の11第16項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定又は指定の解除が行われた場合には、「1」及び「2」の各欄の金額に含まれることとなる同条第21項第1号又は第2号に規定する新規指定製品又は解除製品の製品輸入額の明細を別紙に記載して添付してください。
- (1) 「自己が輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額1」には、法人が当期において措置法第42条の11第1項に規定する輸入を行った輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。
- この場合、「委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額2」に記載される金額及び措置法第42条の11第4項の規定により当期において輸入がなかったものとみなされる金額があるときには、これらの金額を除いて記載します。
- (2) 「委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額2」は、その委託を行う者が、輸入促進対象製品の輸入を行う者に対し、直接その取得する輸入促進対象製品を指定して行う輸入の委託(その委託を受けた者が輸入の委託を受けて輸入を行ったことを証する書類を交付した場合に限ります。)により輸入を行った場合に、その輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。
- (3) 「当期において輸入したものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額3」には、措置法第42条の11第4項の規定により当期において輸入があったものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。
- (4) 「輸出をした違約品の製品輸入額の合計額5」は、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいいます。)に該当するものを、当期においてその輸入の時における性質及び形状を変えないで返品のため輸出を行った場合に、その製品輸入額の合計額を記載します。
- (5) 「基準年度の購入に代えて行った輸入に係る製品輸入額の合計額6」又は「基準年度の特殊関係者の輸入に代えて行った輸入に係る製品輸入額の合計額7」は、措置法第42条の11第3項第1号又は第2号の規定の適用がある場合に、これらの号に規定する金額をそれぞれ記載します。
- 3 「 $(1) \times \frac{4}{100} \times 12$ 」の分子には、当期に含まれる指定期間の月数を、分母には、当期の月数をそれぞれ記載します。
- なお、その月数に1月末満の端数があるときは、これを切り上げます。
- 4 「税額基準額(1)× $(\frac{10}{100}\text{又は}\frac{15}{100}) 14$ 」は、措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者に該当する法人である場合には「 $\frac{10}{100}\text{又は}$ 」を消し、中小企業者以外の法人である場合には「又は $\frac{15}{100}$ 」を消して記載します。
- 5 「基準年度の製品輸入額の合計額の計算」の各欄は、平成元年4月1日を含む事業年度から前期までの各事業年度について、上記の2の(1)から(5)までに準じて記載するほか、次により記載します。
なお、事業年度が8事業年度を超えるため記載欄が不足する場合は、この様式を追加して記載してください。
- また、前期にこの制度の適用を受けた法人で、前期及び当期において新規指定製品や解除製品に係る製品輸入額がないものは、前期のみを記載して前期以外の各事業年度についてその記載を省略して差し支えありません。
- (1) 「新規指定製品に係る製品輸入額19」の各欄は、次により記載します。
- イ 当期において、措置法令第27条の11第16項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定が行われた場合に、新規指定製品の輸入額(その新規指定製品の輸入額について同条第23項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する金額)を記載します。
- ロ 前期以前に措置法令第27条の11第16項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定が行われた場合に、同条第22項の規定により製品輸入額とみなされる新規指定製品の輸入額(その新規指定製品の輸入額について同条第23項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する金額)を記載します。
- ただし、「事業年度16」の事業年度が当該新たな指定が行われた日を含む事業年度以後である場合には記載する必要はありません。
- (2) 「解除製品に係る製品輸入額でないものとみなされる輸入額の合計額20」は、前期以前に措置法令第27条の11第16項の規定による輸入促進対象製品の指定の解除が行われた場合に、同条第22項の規定により製品輸入額でないものとみなされる解除製品の輸入額(その解除製品の輸入額について同条第23項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する額)を記載します。
- ただし、「事業年度16」の事業年度がその指定の解除が行われた日を含む事業年度後である場合は記載する必要はありません。
- 6 「 $(24) \times 25$ 」の分子には、当期の月数を、分母には、「事業年度16」の月数をそれぞれ記載します。
- この場合、その月数に1月末満の端数があるときは、これを切り上げます。